

KEIRIN

00

広報 KEIRIN

競輪第27号
(毎月1回発行)

発行

財団法人JKA

競輪広報グループ

東京都千代田区

六番町4番地6

電話 03(3239)9420



「第61回高松宮記念杯」で優勝した平原康多選手

目

次

今月のトピックス

平原康多が優勝 第61回高松宮記念杯

丸山敏浩、三浦世二が通算500勝達成

「ビッグドリーム」で1億6千万円 競輪史上最高額

日本競輪学校第98期生デビュー戦決まる

7月の競輪開催日程……………2

「競輪の審判の要領」変更の認可について ……3

競輪選手の登録事項の変更……………8

競輪選手の登録消除……………8

競輪選手の特別昇級……………9

競輪選手の特別昇班……………9

競輪選手の登録更新……………9

競輪選手の身体検査延期者の検査結果に対する

出場あっせん保留の解除……………11

総合判定不合格者の判定結果に対する出場あっせん保留
の解除……………12

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消 ……12

競輪検車員の認定取消……………14

競輪自転車の仕様の変更……………14

競輪自転車の登録更新……………14

競輪自転車の部品(ハブ)の認定……………14

平成22年6月競輪出場あっせん状況 ……16

平成22年6月開催出場あっせん概況表 ……16

平成22年6月開催競輪選手需給状況表 ……16

平成22年7月競輪出場あっせん計画 ……17

平成22年7月開催競輪選手需給計画表 ……17

登録・認定数等……………17

車券売上状況(5月分)……………18

今月のトピックス

平原康多が優勝 第 61 回高松宮記念杯

「第 61 回高松宮記念杯」決勝戦は 6 月 6 日、大津びわこ競輪場で行われ、平原康多(埼玉)が豪快にまくって優勝し、賞金 2690 万円(副賞含む)と「グランプリ 2010」の出場権を獲得した。平原は昨年にも優勝しており、7 人目の宮杯連覇となった。2 着には神山雄一郎(栃木)、3 着には兵藤一也(群馬)が入った。平原康多の話:一人で勝ったレースじゃないので、武田さんとラインを固めてもらった関東の方々に感謝しています。

丸山敏浩、三浦世二が通算 500 勝達成

5 月 21 日の立川競輪第 6 レースにおいて丸山敏浩(埼玉・54 期・A1・45 歳)が 1 着となり、昭和 59 年 9 月 17 日の初勝利以来 25 年 9 ヶ月で通算 500 勝を達成した。昭和 58 年 4 月以降の競走において 500 勝達成は、本年 4 月 24 日の野口悦宏以来 12 人目となった。

また、5 月 30 日の青森競輪第 2 レースにおいて三浦世二(東京・44 期・A3・52 歳)が 1 着となり、昭和 54 年 10 月 25 日の初勝利以来 30 年 8 ヶ月で通算 500 勝を達成した。昭和 58 年 4 月以降の競走において 500 勝達成は丸山敏浩に次ぎ 13 人目。

「ビッグドリーム」で 1 億 6 千万円 競輪史上最高額

5 月 30 日の函館競輪「ビッグドリーム」(4 重勝 2 連勝複式)で競輪史上最高の 1 億 5978 万 7340 円の払戻金が出た。的中は 1 票。これまでの最高は平成 20 年 6 月 5 日の平塚競輪における「チャリロト」(7 重勝単勝式)の 7969 万 8600 円だった。

日本競輪学校第 98 期生デビュー戦決まる

日本競輪学校第 98 期卒業生徒のデビュー戦が 7 月に行われる。このうち、在校成績上位 10 名(卒業記念優勝者、適性入校者の成績最上位者含む)のデビュー戦は以下の通り。

<在校成績上位 10 位>

東矢昇太(熊本 5-7)、増原正人(広島 1-3)、等々力久就(平塚 8-10)、山口翼(弥彦 6-8)、松田大(富山 19-21)、小峰烈(静岡 9-11)、辻中国宏(函館 9-11)、西川英樹(大垣 8-10)、箱田優樹(平 12-14)

<卒業記念優勝者>

増原正人(広島 1-3)

<適性入校者成績最上位者>

川上真吾(函館 2-4)

第 61 回高松宮記念杯競輪 G 決勝成績

= 6 月 6 日大津 11R・先頭固定競走 2500m =

着順	枠番	車番	選手名	年令	登録	上がり着差	今回成績
1	⑥	⑨	平原 康多	27	埼玉	13秒4	④②③
2	③	③	神山雄一郎	42	栃木	3/4 輪	③⑧①
3	④	④	兵藤 一也	32	群馬	1身1/2	⑧①③
4	②	②	山口 幸二	41	岐阜	2 身	②⑤②
5	①	①	武田 豊樹	36	茨城	1/2 身	②①②
6	⑥	⑧	諸橋 愛	32	新潟	1/2 輪	⑤④②
7	⑤	⑦	渡邊 晴智	36	静岡	3/4 輪	①③③
8	⑤	⑥	新田 祐大	24	福島	1身1/2	⑦①①
9	④	⑤	渡邊 一成	26	福島	1/2 身	①⑨①

▽決め手 = まくり

▽2 枠複③-⑥ 550 円②

▽2 車単⑨-③ 670 円①

▽3 連単⑨③④ 2,020 円①



(写真提供 共同通信社)

7 月 の 競 輪 開 催 日 程

函 館 (ナ2~4)(ナ9~11)(ナ17・18【ナ24~26】)	伊 東 【13~15】	玉 野 (8~10)
青 森 【5~7】(20~22)	静 岡 (9~11) 【17~19】	広 島 (1~3)
いわき平 (ナ12~14) (ナ29~31)	豊 橋 (29~8/1)	防 府 【6~8】
弥 彦 (6~8) (17~19) (29~31)	一 宮 【12~14】	高 松 (13~15) 【20~22】
前 橋 (1~4) (25~27)	名古屋 【5~7】(15~17)	観音寺 (16~18) 【27~29】
取 手 (6~8) (17~19)	岐 阜 【19~21】	小松島 (20~22)
宇都宮 (17~19)	大 垣 (8~10) (26~28)	高 知 (5~7) 【13~15】
大 宮 【13~15】	松 阪 (5~7) 【12~14】	松 山 (23~25)
西武園 【5~7】	四日市 (ナ22~24)	小 倉 【ナ5~7】【ナ10~12】
京王閣 (9~12)	富 山 (6/30~2) (19~21) 【26~28】	別 府 【20~22】(25~27)
立 川 【20~22】	福 井 (5~7) (27~29)	武 雄 【5~7】(13~15)
松 戸 (ナ6/30~2) (ナ20~22)	大 津 (12~14) 【19~21】	佐世保 (29~31)
千 葉 【27~29】	奈 良 (8~10) (14~16)	久留米 (17~19)
川 崎 (23~26)	向日町 (22~24) (27~29)	熊 本 (5~7) (13~15)
平 塚 (ナ8~10) (ナ14~16)	和歌山 【12~14】	
小田原 【5~7】(27~29)	岸和田 【5~7】	

(注) 1. 太字は F I 以上の開催を表す。(【 】)は F I を表す
2. 太字のナはナイター競輪を表す。

認可

■平成 22・04・26 製第 15 号

平成 22 年 4 月 30 日

財団法人 JKA 会長 下重 暁子 殿

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 長妻 昭

「競輪の審判の要領」変更の認可について

平成 22 年 4 月 16 日付け 22JKA 総務第 3 号をもって申請があった上記の件については、自転車競技法第 26 条第 2 項の規定に基づき、認可します。

競輪の審判の要領・新旧対照表

現 行	改 正 案
○競輪の審判の要領	○競輪の審判の要領
第 1 章から第 4 章 省 略	第 1 章から第 4 章 省 略
第 5 章 競走の判定基準	第 5 章 同 左
第 1 節から第 2 節 省 略	第 1 節から第 2 節 省 略
第 3 節 審判の判定基準	第 3 節 同 左
競技規則第 11 条 選手は、暴走、過度の牽制 ^{けん} 等をしてはならず、勝利を得る意志をもって全力を尽くして競走しなければならない。	競技規則第 11 条 同 左
1 から 3 省 略	1 から 3 省 略
4 本規定に抵触し「失格」となる基準	4 本規定に抵触し「失格」となる基準
(1) 暴走して勝機を逸したと認められる場合 「例示」 通常のスパート時期より相当早くスパートしたが、他の選手に追い抜かれ、 <u>てい団より著しく離れてゴールしたとき。</u>	(1) 同 左 「例示」 通常のスパート時期より相当早くスパートしたが、他の選手に追い抜かれ、 <u>先頭で決勝線に到達した選手より、6 秒程度以上離れて決勝線に到達したとき。</u>
(2) 過度の牽制 ^{けん} をしたため、勝機を逸したと認められる場合 「例示」 他の選手を必要以上に牽制 ^{けん} したため、ある選手がスパートしたにもかかわらず追走せず、自己との差が著しく離れ、勝機を逸したとき。	(2) 同 左
(3) 正当な理由なく競走を放棄した場合 「例示」 身体及び自転車に重大な支障がないにもかかわらず、競走を放棄したとき。	(3) 同 左
(4) 怠慢競走と認められる場合 「例示」 常に後位にあって終始ガラガラと走行する等、競走に全力を傾注しないことが明らかであるとき。	(4) 同 左
5 省 略	5 省 略
6 本規定に抵触し「走注」となる基準 発走合図から <u>3 秒</u> 経過しても、発走機から出ない場合	6 本規定に抵触し「走注」となる基準 発走合図から <u>2 秒</u> 経過しても、発走機から出ない場合
7 省 略	7 省 略

現 行	改 正 案
競技規則第 11 条の 2 選手は、過失走行により走行の安全に支障を及ぼすことがないよう、細心の注意を払って競走しなければならない。 1 から 5 省 略 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 不注意走行により、他の選手に対して、支障を生じさせた場合 「例示」 ① バックを踏ませたとき。 ② 内圏線を大きく踏み切らせたとき。 ③ 進路を大きく又は急激に変更させたとき。 ④ 大きくふらつかせたとき。 (2) 不注意走行により、その結果他の選手に対して、落車又は自転車故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の危険行為、不注意走行又は不用意走行が複合しており、一方的に責めることができない場合 (3) 不用意走行により、その結果他の選手に対して、落車又は自転車故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手の不注意走行等が複合しており、一方的に責めることができない場合 7 省 略 競技規則第 13 条 選手は、外帯線の内側を前走する選手に対し、内側への差込み及び内側からの追抜きを行ってはならない。 1 から 5 省 略 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 外帯線の内側（退避路を含む）を前走する選手の内側に差し込み、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合 「例示」 ① バックを踏ませたとき。 ② 内圏線を大きく踏み切らせたとき。 ③ 進路を大きく又は急激に変更させたとき。 ④ 大きくふらつかせたとき。 (2) 外帯線の内側（退避路を含む）を前走する選手の内側に差し込み、<u>その状態を次の程度継続した場合</u> ① <u>4 秒程度以上継続した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前）</u> ② <u>2 秒程度以上継続した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後）</u> (追加) (3) 外帯線の内側（退避路を含む）を前走する選手の内側に差し込んだことにより、その結果他の選手に対して、落車又は自転車故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為、危険行為、不注意走行等が複合しており、一方的に責めることができない場合 7 から 8 省 略 競技規則第 13 条の 2 選手は、内圏線と外帯線の間を走行する選手と並走する場合は、外帯線の内側に入り、又は他の選手を外帯線の内側に入らせてはならない。 1 から 5 省 略 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間に自ら入り、若しくは他の選手を入らせ、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合 「例示」 ① バックを踏ませたとき。 ② 内圏線を大きく踏み切らせたとき。 ③ 進路を大きく又は急激に変更させたとき。 ④ 大きくふらつかせたとき。 (2) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間に自ら入り、又は他の選手を入らせ、4 秒程度以上継続した場合	競技規則第 11 条の 2 同 左 1 から 5 省 略 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 同 左 「例示」 (削る) (削る) ① 同 左 ② 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 7 省 略 競技規則第 13 条 同 左 1 から 5 省 略 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 同 左 「例示」 (削る) (削る) ① 同 左 ② 同 左 (2) 外帯線の内側（退避路を含む）を前走する選手の内側に差し込み、<u>4 秒程度以上継続した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前）</u> (削る) (削る) (3) 外帯線の内側（退避路を含む）を前走する選手の内側に差し込んだ場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後）（差し込みが瞬時のときは除く） (4) 同 左 7 から 8 省 略 競技規則第 13 条の 2 同 左 1 から 5 省 略 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 同 左 「例示」 (削る) (削る) ① 同 左 ② 同 左 (2) 同 左

現 行	改 正 案
(3) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から入り、さらに内圏線を踏み切った場合 (4) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から入り、又は他の選手をいらせ、その結果他の選手に対して、落車又は自転車故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為、危険行為、不注意走行等が複合しており、一方的に責めることができない場合 7 から 8 省 略 競技規則第 14 条第 1 項 選手は、身体又は自転車の全部若しくは一部を用いる方法によって、他の選手を押圧し、若しくは押し上げ、又は他の選手と押し合いを行ってはならない。 1 から 4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 (1) 押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合 ① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合 ② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合 ③ その他、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合 (打鐘開始後) 「例示」 ア バックを踏ませ急激に後退させたとき。 イ 内圏線を踏み切らせ急激に後退させたとき。 ウ 進路を変更させ急激に後退させたとき。 エ ふらつかせ急激に後退させたとき。 オ 互いに後退させたとき (押し合いの場合)。 カ 互いに急激に速度が低下し、前走する選手から大きく離れたとき (押し合いの場合)。 (2) 押圧、押し上げ又は押し合いの行為が特に著しい場合 「例示」 ① 押圧 ア 6 秒程度以上継続したとき。 イ 自ら内圏線を踏み切り、内側の選手に対して 5 秒程度以上継続したとき (最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前)。 ウ 自ら内圏線を踏み切り、内側の選手に対して 3 秒程度以上継続したとき (最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後)。 エ 自ら一方的に内外線間の幅の 4 倍程度の幅に至ったとき。 オ 自ら内圏線を踏み切り、内外線間の幅の約 2 倍以上に至ったとき。 カ 自ら外帯線の内側を前走する選手又は先頭員の内側に差し込むまで一方的に押圧したとき。(差し込みが瞬時のときは除く)。 キ 同一選手に対して、強い当たりを執ように繰り返したとき。 ② 押し上げ ア 6 秒程度以上継続したとき。 イ 自ら一方的に内外線間の幅の 4 倍程度の幅に至ったとき。 ウ 同一選手に対して、強い当たりを執ように繰り返したとき。 ③ 押し合い 6 秒程度以上継続したとき。 (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)	(3) 同 左 (4) 同 左 7 から 8 省 略 競技規則第 14 条第 1 項 同 左 1 から 4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 (1) 同 左 ① 同 左 ② 同 左 (2) 著しい押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合 (打鐘開始後) 「例示」 (削る) (削る) ① 同 左 ② 同 左 ③ 互いに後退し、前走する選手から大きく離れたとき (押し合いの場合)。 (削る) (3) 特に著しい押圧、押し上げ又は押し合いを行った場合 「例示」 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) ① 同一選手に対して、強い当たりを執ように繰り返した場合 ② 同一選手に対して、6 秒程度以上継続した場合 ③ 自ら一方的に押圧又は押し上げを行い、内外線間の幅の 4 倍程度の幅に至った場合 ④ 自ら一方的に他の選手を押圧し、外帯線の内側を前走する選手の内側に差し込んだ場合 (差し込みが瞬時のときは除く) ⑤ 自ら内圏線を踏み切り、一方的に押圧を行った場合 ア 内側の選手に対して、5 秒程度以上継続したとき。(最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前)

現 行	改 正 案
(追加) 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合 「例示」 ① 進路を変更させたとき。 ② ふらつかせたとき。 (2) 押圧、押し上げ又は押し合いの行為が「失格」に至らない程度の場合 「例示」 ① 同一選手に繰り返し押圧又は押し上げをしたとき。 ② 排撃性のある押圧、押し上げ又は押し合いをしたとき。 ③ 自ら外帯線の内側を前走する選手又は先頭員の内側に差し込むまで一方的に押圧したが、差し込みが瞬時のとき。 (3) 内圏線の外側を走行している選手を自ら内圏線を踏み切るまで押圧した場合 (4) 退避した先頭員又は退避中の先頭員を利用して内側の選手を押圧した場合 (5) 押圧、押し上げ又は押し合いをしたことにより、その結果他の選手に対して、落車又は自転車故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為又は危険行為が複合しており、一方的に責めることができない場合 7 から 8 省 略 競技規則第 14 条第 2 項 選手は、斜行又は蛇行して、他の選手の競走を妨害し、又は自らの走行の安全に支障を及ぼしてはならない。 1 から 4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 (1) 斜行若しくは蛇行し、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合 ① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合 ② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合 ③ その他、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合 (打鐘開始後) 「例示」 ア バックを踏ませ急激に後退させたとき。 イ 内圏線を踏み切らせ急激に後退させたとき。 ウ 進路を変更させ急激に後退させたとき。 エ ふらつかせ急激に後退させたとき。 オ 隊列が著しく乱れたとき (蛇行の場合)。 (2) 斜行又は蛇行の行為が特に著しい場合 「例示」 ① 外側への斜行を内外線間から中バンクを越える幅で急激かつ一方的に行ったとき。 ② 外さくを利用し、他の選手の進路を著しく狭めたとき。 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 斜行若しくは蛇行し、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合 「例示」 ① 進路を変更させたとき。 ② ふらつかせたとき。 (2) 斜行又は蛇行の行為が「失格」に至らない程度の場合 「例示」 ① 外側への斜行を内外線間から中バンクを越える幅で一方的に行ったとき。 ② 斜行しながら中バンクを越え、その状態のまま 2 分の 1 周程度走行したとき。 (3) 外帯線の外側から内側に斜行又は蛇行したことにより、内圏線の外側を走行している選手に対して内圏線を踏み切らせ、自らも内圏線を踏み切った場合 (4) 斜行又は蛇行したことにより、他の選手又は競走全体に対する妨害を生じさせる危険性がある場合	イ 内側の選手に対して、3 秒程度以上継続したとき。 (最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後) ウ 内外線間の幅の約 2 倍以上に至ったとき。 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 同 左 「例示」 ① 同 左 ② 同 左 (2) 著しい押圧、押し上げ又は押し合いを行った場合 「例示」 ① 同 左 ② 同 左 ③ 自ら一方的に他の選手を押圧し、外帯線の内側を前走する選手の内側に瞬時差し込んだとき。 (3) 同 左 (4) 同 左 (5) 同 左 7 から 8 省 略 競技規則第 14 条第 2 項 同 左 1 から 4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 (1) 同 左 ① 同 左 ② 同 左 (2) 著しい斜行若しくは蛇行を行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合 (打鐘開始後) 「例示」 (削る) (削る) ① 同 左 ② 同 左 (削る) (3) 特に著しい斜行又は蛇行を行った場合 「例示」 ① 外側への斜行を内外線間の幅の 4 倍程度の幅で急激かつ一方的に行ったとき。 ② イエロー・ラインを越えて、自ら他の選手の進路を著しく狭めたとき。 6 本規定に抵触し「重注」となる基準 (1) 同 左 「例示」 ① 同 左 ② 同 左 (2) 著しい斜行又は蛇行を行った場合 「例示」 ① 外側への斜行を内外線間の幅の 4 倍程度の幅で一方的に行ったとき。 ② イエロー・ラインを越えて、自ら他の選手の進路を狭めたとき。 (3) 同 左 (4) 同 左

現 行	改 正 案
(5) 斜行又は蛇行したことにより、その結果他の選手に対して、落車させ、又は自転車を故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為又は危険行為が複合しており、一方的に責めることができない場合 7から8 省 略 競技規則第14条第3項 選手は、先行して並走する選手との間に走行の安全に必要な相当の間隔を保持できる場合でなければ、その間に差し込み、又はその間を通して追い抜いてはならない。 1から4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 中割りをし、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合 (1) 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合 (2) 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合 (3) <u>その他、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合(打鐘開始後)</u> 「例示」 ① <u>バックを踏ませ急激に後退させたとき。</u> ② <u>内圏線を踏み切らせ急激に後退させたとき。</u> ③ <u>進路を変更させ急激に後退させたとき。</u> ④ <u>ふらつかせ急激に後退させたとき。</u> 6から7 省 略 競技規則第59条 競走選手は、誘導中又は退避中の先頭員に対して、妨害行為又は危険性の高い行為を行ってはならない。 1から4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 (1) 誘導中又は退避中の先頭員に妨害行為若しくは危険性の高い行為を行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合 ① 自ら落車し、又は先頭員若しくは他の選手を落車させた場合 ② 自ら自転車を故障し、又は先頭員若しくは他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合 ③ その他先頭員又は他の競走選手の走行に重大な支障を生じさせた場合 「例示」 ア 誘導行為を中止させたとき。 イ <u>競走選手にバックを踏ませ急激に後退させたとき。</u> ウ <u>競走選手に内圏線を踏み切らせ急激に後退させたとき。</u> エ <u>競走選手に進路を変更させ急激に後退させたとき。</u> オ <u>競走選手をふらつかせ急激に後退させたとき。</u> (2) 外帯線の内側を走行する先頭員を内側から追い抜いた場合 (3) 他の選手に対して、不注意走行、内側差し込み、押圧、押上げ、斜行若しくは蛇行をし、外帯線の内側に入りこれと並走し、又は第三者を外帯線の内側に入らせこれと並走させ、その結果先頭員に対して、次の支障を生じさせた場合 ① 落車させた場合 ② 自転車を故障させ事後の誘導継続に重大な支障を生じさせた場合 ③ 誘導行為を中止させた場合 (追加) 6から7 省 略	(5) 同 左 7から8 省 略 競技規則第14条第3項 同 左 1から4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 同 左 (1) 同 左 (2) 同 左 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) 6から7 省 略 競技規則第59条 同 左 1から4 省 略 5 本規定に抵触し「失格」となる基準 (1) 同 左 ① 同 左 ② 同 左 ③ 同 左 「例示」 ア 同 左 (削る) (削る) イ 同 左 ウ 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左 ① 同 左 ② 同 左 ③ 同 左 (4) <u>自ら一方的に他の選手を押圧し、先頭員の内側に差し込んだ場合(差し込みが瞬時のときは除く)</u> 6から7 省 略 附 則 この要領は、平成22年6月30日から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

選 手

登録事項の変更

(22JKA 事運第 1 号の 8 平成 22 年 5 月 28 日)

氏名変更 (1 名) 適用日 平成 22 年 5 月 21 日

登録番号	新氏名	旧氏名
11038	山下 豊彦	甲斐 豊彦

県外移動 (1 名) 適用日 平成 22 年 5 月 24 日

登録番号	氏名
12536	齋尾大丈夫

県内移動 (7 名) 適用日 平成 22 年 5 月 26 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
10886	安藤 俊樹	13836	齋藤 正国
14077	古屋 琢晶	14534	深谷 知広
14551	山下 一輝	14582	平原 啓多
14622	高市 訓但		

住居表示変更 (1 名) 適用日 平成 22 年 5 月 26 日

登録番号	氏名
10617	田仲 剛

同

(22JKA 事運第 1 号の 9 平成 22 年 6 月 4 日)

県外移動 (1 名) 適用日 平成 22 年 6 月 2 日

登録番号	氏名
14110	廣川 泰昭

県内移動 (3 名) 適用日 平成 22 年 6 月 2 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
14264	松尾信太郎	14649	相良 祐太
14652	原 清孝		

同

(22JKA 事運第 1 号の 10 平成 22 年 6 月 11 日)

県内移動 (5 名) 適用日 平成 22 年 6 月 9 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
9283	小松 政則	12975	今出 隆
13585	澤住 直行	13753	阿部 晃
14520	伊藤 彰規		

住居表示変更 (1 名) 適用日 平成 22 年 6 月 9 日

登録番号	氏名
12507	爲田 学

同

(22JKA 事運第 1 号の 11 平成 22 年 6 月 18 日)

県内移動 (4 名) 適用日 平成 22 年 6 月 16 日

登録番号	氏 名	登録番号	氏 名
13880	岩津 裕介	14207	佐藤 佑一
14241	中村 光	14465	村上 直久

登録消除

(22JKA 事運第 1 号の 8 平成 22 年 5 月 28 日)

(4 名) 登録消除日 平成 22 年 5 月 20 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
福岡	9914	18863	A3	今林 圭二
静岡	11152	16705	A1	村松 浩章
群馬	11868		A3	岩崎 正始
静岡	12200	14881	A1	中川 司

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(22JKA 事運第 1 号の 9 平成 22 年 6 月 4 日)

(1 名) 登録消除日 平成 22 年 5 月 28 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
石川	9654	9739	A3	横長 勇

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

同

(22JKA 事運第 1 号の 10 平成 22 年 6 月 11 日)

(1 名) 登録消除日 平成 22 年 6 月 8 日

府 県	登録番号	先頭誘導選手 認定番号	級班	氏 名
福島	11862	17675	A2	佐川 達也

(注) 適用条項は登録規則第 20 条 1 号

特別昇級

(22JKA 事運第 1 号の 11 平成 22 年 6 月 18 日)
(1 名)

14380 根田 空史 (千葉) 94 期 21 才					
新級班	昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録		
S2	H22.6.12	22 年前期 23 年前期	5/8~5/10 松戸 1.1.①	5/21~5/23 平塚 1.1.①	6/9~6/11 西武園 1.1.①

特別昇班

(22JKA 事運第 1 号の 10 平成 22 年 6 月 11 日)
(1 名)

14444 星野 辰也 (栃木) 95 期 24 才					
新級班	昇班適用日	適用期	達成までの優勝記録		
A2	H22.6.8	22 年前期 23 年前期	5/18~5/20 川崎 1.1.①	5/27~5/29 宇都宮 1.1.①	6/5~6/7 函館 1.1.①

登録更新

(22JKA 事運第 1 号の 9 平成 22 年 6 月 4 日)
(214 名) 登録更新日 平成 22 年 6 月 1 日

地区	府県	登録番号	氏 名
北日本	北海道	13378	小田桐義継
	〃	13379	山岸 博勝
	〃	13669	荒澤 貴史
	〃	13826	田原 大広
	青森	13380	木村 元信
	〃	13381	工藤 友樹
	〃	13382	成田 直喜
	〃	13668	佐々木孝司
	〃	13670	小橋 秀幸
	〃	13671	白川 裕也
	〃	13672	三上 隆幸
	岩手	13383	安藤 優企
	宮城	13384	金子 兼久
	〃	13385	鎌田 聡
	〃	13673	大槻 寛徳
	〃	13674	山崎 陽祐
	〃	13827	佐藤 雅彦
	秋田	13828	引地 正人
	福島	13388	高桑 由昇
	〃	13389	松崎伊佐央
	〃	13675	鈴木 友仁
	〃	13676	塚本 諭

北日本	福島	13829	青森 伸也
	〃	13830	田崎良太郎
	〃	13831	前島 宏至
関東	茨城	13390	小堀 剛
	〃	13391	鈴木 達也
	〃	13392	関 一浩
	〃	13393	長塚 智広
	〃	13832	石渡 正也
	〃	13833	高橋 和聖
	〃	13834	平石 浩之
	栃木	13394	飯嶋 則之
	〃	13395	大野 統通
	〃	13396	小嶋 康博
	〃	13397	鈴木龍之介
	〃	13398	関 敬
	〃	13399	塚本 勝士
	〃	13677	菊地 大輔
	〃	13678	菊池 崇訓
	〃	13679	真崎新太郎
	〃	13836	齋藤 正国
	群馬	13400	稲村 好将
	〃	13401	高田 靖也
	〃	13402	沼川 夢久
	〃	13837	朝生 真吾
	〃	13838	山田 武
	〃	13839	若林 耕司
	埼玉	13405	宮下 貴之
	〃	13680	木村 健司
	〃	13681	新井 秀明
	〃	13682	田中 陽介
	〃	13683	福田 直樹
	〃	13684	吉橋 秀城
	〃	13840	高瀬 卓
	〃	13841	平原 康多
	〃	13842	吉野 正彦
東京	東京	13685	岡田 征陽
	〃	13686	清水 吉康
	〃	13687	角 恵成
	〃	13688	田中 亨司
	〃	13844	細田 真史
	山梨	13845	加賀美智史
	長野	13689	飯塚 朗
〃	〃	13690	伊藤 大理

関東	長野	13691	武田 篤史	南関東	静岡	13421	富澤 洋祐
	新潟	13406	飯塚 裕紀		〃	13422	中村 充寿
	〃	13407	大矢 将大		〃	13423	増田 利明
	〃	13408	川村 昭弘		〃	13710	榎本 光男
	〃	13692	佐野多喜男		〃	13711	小林 則之
	〃	13693	藤原 憲征		〃	13712	花木 克之
南関東	千葉	13409	青山佐知男	中部	愛知	13714	今村 清二
	〃	13410	伊勢崎彰大		〃	13715	太田黒真也
	〃	13412	杉浦 貴弘		〃	13716	佐藤 互
	〃	13413	鶴岡 與之		〃	13718	山中 敦史
	〃	13414	武藤 貴志		〃	13719	吉田 敏洋
	〃	13415	山崎 明寛		〃	13861	岡田 大門
	〃	13694	浅野 徹		〃	13862	鈴木 伸之
	〃	13695	岡本 英之		〃	13863	吉田 健市
	〃	13696	小沼健太郎		岐阜	13425	加藤 慎平
	〃	13697	片岡 昌彰		〃	13426	本村 隆文
	〃	13698	橘 慶一郎		〃	13720	木村 乾司
	〃	13846	小橋川健一		〃	13721	辻 善久
	〃	13847	小林 大能		〃	13722	宝満 大作
	〃	13848	坂西 佑介		三重	13723	高谷進太郎
	〃	13849	原田 和明		〃	13864	伊藤 世哉
	〃	13850	山賀 雅仁		〃	13865	田中 充
	〃	13851	和田健太郎		富山	13428	堀田 英利
	神奈川	13701	稲葉 幸哉		〃	13866	永原 徹
	〃	13702	加藤 圭一		〃	13867	樋口 奨平
	〃	13703	神子 卓也		石川	13868	岡崎 景介
	〃	13704	小嶋 雄太		〃	13869	藤川 浩平
	〃	13705	佐藤 有輝		〃	13870	鈴木 隆広
	〃	13706	對馬 太陽	近畿	福井	13724	渡辺 十夢
	〃	13707	沼田淳一郎		〃	13871	番上 勝康
	〃	13708	溝口 和人		滋賀	13725	河崎 恵治
	〃	13709	山下 貴之		〃	13872	長尾 博幸
	〃	13852	五十嵐 力		京都	13429	岩崎 稔
	〃	13853	長田 祐弥		〃	13430	山岸 正教
	〃	13854	川田 忍		〃	13726	川村 晃司
	〃	13855	近藤 俊明		奈良	13728	伊狩 知人
	〃	13856	鶴井 敬一		和歌山	13729	堺 文人
	〃	13879	伊豆田浩人		〃	13730	東口 善朋
	静岡	13416	飯尾 主税				
	〃	13417	梅原 大治				
	〃	13418	梅原 卓志				
	〃	13419	齊藤 直伸				
	〃	13420	土屋 裕二				

近畿	和歌山	13874	石田 將剛	九州	福岡	13444	田中 祥隆
	大阪	13431	佛田 一夫		〃	13445	中村 良二
	〃	13731	乾 準一		〃	13446	丸林 一孝
	〃	13732	川井 泰介		〃	13743	藤田 剣次
	〃	13733	小林 祥晃		〃	13892	梶山裕次郎
	〃	13875	小林 寛尚		〃	13893	片山 直人
	〃	13876	山本 貴喜		〃	13894	園田 匠
	兵庫	13432	筒井 陽一		佐賀	13447	坂本 晃輝
	〃	13734	米田 隆司		長崎	13895	松尾 大樹
	〃	13877	西尾 栄治		大分	13744	菅原 晃
中国	〃	13878	松岡 健介		〃	13896	安東 英博
	岡山	13433	竹本 茂		〃	13897	加藤 大輔
	〃	13735	井上 剛		〃	13898	中村 大和
	〃	13736	榊原 洋		熊本	13448	合志 正臣
	〃	13737	筒井 敦史		〃	13449	高田 隼人
	〃	13880	岩津 裕介		〃	13450	堀 検正
	〃	13882	新村 真		〃	13451	松本 大地
	〃	13883	高津 晃治		〃	13745	中川誠一郎
	〃	13884	守谷 陽介		〃	13899	山田 和巧
	〃	13885	柳谷 崇		沖縄	13727	松井 秀幸
	広島	13434	石黒 健	身体検査延期者の検査結果に対する 出場あっせん保留の解除 「競輪に係る業務の方法に関する規程」第 83 条第 5 項の規定に基づく選手身体検査を受検した結果、下記選手は、公正安全な競走を行うに支障がないと認めましたので、同規程第 83 条第 6 項による出場あっせん保留を解除しました。 (22JKA 事運第 34 号 平成 22 年 6 月 3 日) - 都道府県名：岐阜 - 登録番号：13777 - 氏 名：植松 仁 - 解除年月日：平成 22 年 6 月 3 日付			
	〃	13435	中石 昌芳				
	〃	13436	中村 昌弘				
	〃	13437	広瀬 興				
	〃	13438	前反祐一郎				
	〃	13873	酒井 健太				
	〃	13886	大屋 健司				
	〃	13887	沖本 尚織				
	〃	13888	細川 貴史				
四国	香川	13738	眞鍋 伸也				
	徳島	13439	青井 賢治				
	〃	13440	吉本 将				
	〃	13739	石山 直哉				
	〃	13740	大久保直也				
	〃	13741	高原 仁志				
	高知	13441	篠原 英雄				
	〃	13889	池本 和俊				
	〃	13890	藤原 浩				
	愛媛	13442	濱田 浩司				
九州	〃	13742	葛西雄太郎				
	〃	13891	松田 大介				
九州	福岡	13387	野田 源一				
	〃	13443	大坪 功一				

総合判定不合格者の判定結果に対する 出場あっせん保留の解除

本財団が指定する医師により検査した結果、公正安全な競走を行なうに支障がないと認められましたので、下記選手の「競輪に係る業務の方法に関する規程」第 134 条第 1 項第 5 号の規定に基づく出場あっせん保留を解除しました。

(22JKA 事運第 38 号 平成 22 年 6 月 11 日)

1. 都道府県名：岐阜
2. 登録番号：14535
3. 氏 名：青木 康貴
4. 解除年月日：平成 22 年 6 月 11 日付

先頭誘導選手の認定・認定更新・認定抹消

(22JKA 事運第 1 号の 8 平成 22 年 5 月 28 日)

認定 (21 名) 認定年月日 平成 22 年 6 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
栃木	18898	12862	松岡 慶彦
〃	18899	13615	山口 貴弘
東京	18900	9000	佐々木英昭
〃	18901	11587	小泉 吉宏
〃	18902	11790	廣川 貞治
〃	18903	12575	後藤 学
山梨	18904	14076	志村 太賀
長野	18905	12507	爲田 学
新潟	18906	13763	川上真二郎
静岡	18907	9987	三上 金弥
〃	18908	11615	鈴木 浩之
〃	18909	12824	梶原 亜湖
〃	18910	13328	萩原 孝之
〃	18911	13713	丸山 勝也
愛知	18912	14468	城木 健治
大阪	18913	14480	町田 貴章
岡山	18914	12836	大田 啓介
広島	18915	14487	才迫 勇馬
福岡	18916	10238	三芳 浩司
佐賀	18917	14339	成松 春樹
長崎	18918	11659	緒方 伸二

認定更新 (117 名) 更新年月日 平成 22 年 6 月 1 日

府県	認定番号	登録番号	氏 名
北海道	8361	8891	高村 敦
〃	14588	10715	薮下 昌也

青森	16557	12932	高谷 亘
〃	16558	13231	安田 壱也
〃	15975	13381	工藤 友樹
〃	15974	13382	成田 直喜
〃	16559	13672	三上 隆幸
岩手	12906	11965	佐藤 幸博
〃	16561	13602	清水 一博
〃	17950	13986	石田 岳彦
秋田	17951	13996	丸山 貴秀
茨城	11582	10486	渡辺 幸夫
〃	17952	12410	朝秀 忠
栃木	18459	9840	前原 正良
〃	18461	11346	野崎 修一
〃	17955	12166	鈴木 和雄
群馬	18464	12418	田中 雄彦
埼玉	17334	12866	岩渕 祐太
〃	17335	13174	古寺 伸洋
〃	17336	13761	新井 剛央
東京	16571	10498	阿部 文雄
新潟	17958	10187	大橋 潤市
〃	17960	10190	山崎 登
〃	10883	10708	山崎 保
〃	17961	10865	小林 昭二
〃	18466	12429	阿部 康雄
〃	17962	13248	瀬戸 貴志
〃	17963	13249	諸橋 愛
〃	16011	13464	鈴木 浩
〃	17964	13692	佐野多喜男
静岡	14089	10090	田村 博一
〃	15981	11144	高田 直明
〃	15366	11148	藤村 智弘
〃	14602	11370	大澤 嘉文
〃	16575	11689	岡田 祐二
〃	17351	12008	北村 明久
〃	17352	12103	四柳 慶一
〃	15368	12365	小長谷友則
〃	15369	12515	菊池 通晃
〃	15370	12589	藤田 克也
〃	17965	12660	白須 成永
〃	14603	12661	鈴木 雅也
〃	16578	12734	黒田 直記
〃	16579	12823	遠藤 勝行
〃	16580	13034	高梨 智

静岡	15982	13323	石井 功二	岡山	17973	12837	近藤 健司
〃	18468	13419	齊藤 直伸	〃	15997	13056	山本 貴章
〃	15983	13421	富澤 洋祐	〃	15998	13433	竹本 茂
〃	17354	13473	大塚 英伸	〃	15999	13491	近藤 範昌
〃	17966	13474	酒井 大樹	〃	16001	13493	立花 成泰
〃	16582	13568	大木 雅也	〃	16004	13496	中井 健二
〃	16583	13569	田代真太郎	〃	17974	14034	鳥丸 晃順
〃	16584	13710	榎本 光男	広島	12318	11644	辻 浩司
〃	16585	13711	小林 則之	〃	12319	11725	小川 裕之
〃	17967	13773	熊谷 豪史	〃	12320	11726	上土井三昌
〃	17968	13775	鈴木 良太	〃	12321	11727	小尻 敏幸
〃	17969	13858	芦川 大雄	〃	12933	12038	藤高 一人
〃	18469	13859	荒木 伸哉	山口	14103	12763	内村 泰三
愛知	10892	10765	松井 英幸	〃	14104	12764	大林 勝敏
〃	11587	11155	今泉 元嗣	香川	12936	11647	木村 晃三
〃	12921	12109	山田二三補	〃	12937	11843	小川 貴弘
〃	17357	12443	家田 真宏	〃	14105	12696	組橋 一高
〃	15372	12445	新原 豪	〃	14615	12985	三好 英次
〃	17358	12892	小磯 芳治	〃	18473	13293	福田 博
〃	17970	13573	高野 輝彰	〃	16005	13501	竹本 裕司
〃	17971	13637	笠松 信幸	高知	14618	12988	沖 健一
〃	18471	13861	岡田 大門	〃	14619	12989	森岡 正臣
岐阜	15373	13119	松尾 淳	愛媛	12939	11652	大森 績
〃	16587	13720	木村 乾司	福岡	18474	10694	内田 浩司
三重	14096	12675	岩見 潤	佐賀	16596	13811	池田 浩士
〃	14098	12677	花村 直人	〃	16597	13813	山田 伸一
〃	14099	12678	舩井 幹雄	長崎	16008	13517	関 博之
〃	15375	13198	村治 久敏	熊本	13534	10700	塚本耕一郎
〃	15376	13272	古田 義明	〃	17976	13077	村田 昌一
〃	16588	13723	高谷進太郎	認定抹消 (20 名) 抹消年月日 平成 22 年 6 月 1 日			
富山	17972	14090	竹澤 浩司	府県	認定番号	登録番号	氏 名
石川	15377	13199	北野 武史	青森	8983	9240	日向千代實
福井	12925	12016	木戸口茂雄	宮城	15359	13082	小泉 俊也
〃	17360	13871	番上 勝康	栃木	10375	10386	福田 陽生
京都	12305	11630	窓場加乃敏	〃	10376	10387	渡邊 伸二
奈良	15986	13130	肥後 勇志	〃	10888	10850	米田 英行
和歌山	11593	9890	中村 郁彦	〃	18462	11973	上吉原勇一
大阪	17361	11713	古原 勝己	〃	17954	12069	小坂 勇
〃	13513	12025	伊藤 文秋	〃	13510	12497	山本 光一
〃	17362	13211	河元 茂	〃	18463	14058	佐藤 謙
岡山	15987	9898	安田 兼吉	東京	18465	11789	馬場 久
〃	11599	11173	柳原 茂巳	長野	17346	11995	小野 和昭
〃	15994	12124	長谷 隆志				

静岡	18467	10522	栗田 安博
〃	16576	11805	渡邊 照臣
〃	15371	13257	鈴木 太一
愛知	18470	10758	池田 義美
滋賀	18472	13203	池田 茂
岡山	16000	13492	坂本 智哉
〃	16002	13494	土井 勲
〃	16003	13495	友定 祐己
福岡	18475	11741	澤亀 浩司

検車員

認定取消

「競輪検車員認定に関する要領」に基づき、下記のとおり認定を取消しました。

(22JKA 競運第 6 号の 4 平成 22 年 6 月 7 日)

(1 名)

認定番号	氏名	認定取消日	適用
325	吉田 源一	平成 22 年 6 月 7 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)

同

「競輪検車員認定に関する要領」に基づき、下記のとおり認定を取消しました。

(22JKA 競運第 6 号の 5 平成 22 年 6 月 17 日)

(1 名)

認定番号	氏名	認定取消日	適用
886	佐藤 陸男	平成 22 年 6 月 17 日	競輪検車員認定に関する要領 7 (1)

自転車

仕様の変更

下記の通り仕様を変更しました。

(22JKA 競運第 33 号 平成 22 年 5 月 31 日)

1. 登録番号及び商標

第 189 号 サムソン

2. 製造業者住所氏名

福岡県糟屋郡志免町別府二丁目 8 番 5 号

(有)原田製作所 代表取締役 原田 徹朗

3. 登録有効期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

4. 変更事項

ホーク肩 (直径 24mm の丸形状ホーク足用) の形状を、肉抜き穴有りから肉抜き穴無しに変更。

5. 変更日

平成 22 年 6 月 10 日

登録更新

下記のとおり本財団登録自転車の登録を更新しました。

(22JKA 競運第 39 号 平成 22 年 6 月 16 日)

1. 登録更新自転車

登録番号	商標	製造業者の氏名・住所	初年度登録日
第 204 号	プロトン	有限会社 下森製作所 代表取締役 下森 久壽男 岡山県岡山市中区桑野 525 番地 109	昭和 58 年 7 月 1 日

2. 自転車の種類及び規格並びにその特徴

競走車安全基準に適合する自転車

(ラグレスフレーム製造も可とする)

3. 登録有効期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日まで

プロトン



ーヘッドマークー



部品 (ハブ) の認定

標記について、下記のとおり認定しました。

(22JKA 競運第 40 号 平成 22 年 6 月 21 日)

1. 部品名、認定番号及び部品の商標名

ハブ

第 T113-11 号

GRAN COMPE PRO

2. 製造業者住所氏名

大阪府門真市東江端町 7-25

株式会社ヨシガイ

代表取締役 吉貝 孝三

3. 仕様

材質 アルミニウム合金

4. NJS マークの表示位置

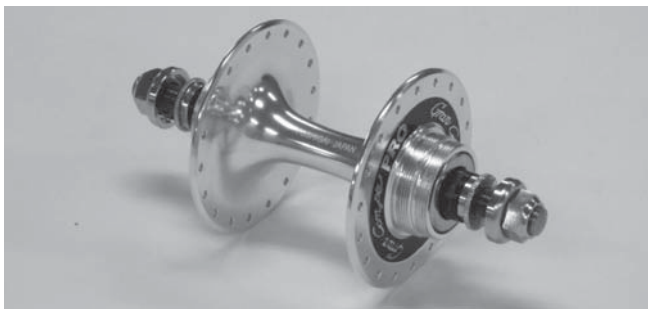
ハブ胴中央部

5. 認定適用日

平成 22 年 6 月 28 日

6. 補償価格

「競輪参加選手の破損自転車の補償に関する要領」
に基づく金額



あっせん

平成 22 年 6 月競輪出場あっせん状況

- 開催状況 (6 月あっせん対象節数)

G I	1 競輪場	1 節
	(大津)	
G III	3 競輪場	3 節
	(弥彦、四日市、久留米)	
F I	21 競輪場	25 節
	(青森、弥彦、宇都宮、大宮、京王閣、松戸、平塚、小田原、伊東、一宮、名古屋、豊橋、富山、向日町、和歌山、岸和田、防府、玉野、小松島、別府、武雄)	
F II	34 競輪場	39 節
	※施設改善競輪 1 節を含む	
- 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)

S 級	1,755 人
A 級 1・2 班	3,807 人
A 級 3 班	1,755 人
合 計	7,317 人
- 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数

S 級	2.08 回
A 級 1・2 班	2.16 回
A 級 3 班	2.15 回
- あっせん選手の交流について
 実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については中部・近畿地区が高く、A 級については中部・中国地区が高かった。
 このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行なった。

平成 22 年 6 月開催出場あっせん概況表

平成 22 年 5 月 10 日

区分		級 別	S 級	A 級	合 計
総 人 員			854	2,664	3,518
非 実 働 人 員			11	91	102
実 働 人 員			843	2,573	3,416
あ っ せ ん 回 数 別 人 員	0 回		11	91	102
	1 回		3	2	5
	2 回		768	2,153	2,921
	3 回		72	418	490
あっせん総数			1,755	5,562	7,317
一人当たり平均			2.08	2.16	2.14

※あっせん本数に参入しない部分の依頼数を除く

開催状況

G I	大津	(1 節)
G III	弥彦、四日市、久留米	(3 節)
F I	青森、弥彦、宇都宮、大宮、京王閣、松戸、平塚、小田原、伊東、一宮、名古屋、豊橋、富山、向日町、和歌山、岸和田、防府、玉野、小松島、別府、武雄	(25 節)
F II	34 競輪場	(39 節)

合計 68 節

平成 22 年 6 月開催競輪選手需給状況表

平成 22 年 5 月 10 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	108	99	1.09	423	193	2.19	225	82	2.74	648	275	2.36
関 東	369	161	2.29	585	352	1.66	225	187	1.20	810	539	1.50
南関東	216	145	1.49	594	288	2.06	270	119	2.27	864	407	2.12
中 部	369	121	3.05	711	155	4.59	315	69	4.57	1,026	224	4.58
近 畿	270	95	2.84	477	215	2.22	225	97	2.32	702	312	2.25
中 国	108	61	1.77	360	147	2.45	180	67	2.69	540	214	2.52
四 国	54	50	1.08	306	150	2.04	180	62	2.90	486	212	2.29
九 州	261	111	2.35	351	259	1.36	135	131	1.03	486	390	1.25
全国計	1,755	843	2.08	3,807	1,759	2.16	1,755	814	2.15	5,562	2,573	2.16
一人当たり平均 あっせん回数	2.08 回			2.16 回			2.15 回			2.16 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
 なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

平成 22 年 7 月競輪出場あっせん計画

1. 開催状況 (7 月あっせん対象節数)

G I	1 競輪場 (前橋)	1 節
G II	1 競輪場 (函館)	0 節
G III	3 競輪場 (京王閣、川崎、豊橋)	3 節
F I	24 競輪場 (函館、青森、大宮、西武園、立川、千葉、小田原、伊東、静岡、一宮、名古屋、岐阜、富山、松阪、大津、和歌山、岸和田、防府、高松、観音寺、高知、小倉、別府、武雄)	25 節
F II	32 競輪場	45 節

2. 選手あっせん依頼数 (あっせん回数に算入しない部分の依頼数を除く)

S 級	1,755 人
A 級 1・2 班	4,185 人
A 級 3 班	2,025 人
合 計	7,965 人

3. 級別選手 1 人当たり平均あっせん回数

S 級	2.07 回
A 級 1・2 班	2.38 回
A 級 3 班	2.33 回

4. あっせん選手の交流について

実働選手に対するあっせん依頼数の比率は、S 級については中部・四国地区が高く、A 級については中部・近畿・四国地区が高い。

このため、あっせん回数の均等のほか、欠場時の対応等も勘案のうえ、あっせん選手の交流を行う。

登録・認定数等

平成 22 年 6 月 1 日

項 目	現在数	摘 要			
登録選手数	3,500 名	S 級 845 名		A 級 2,655 名	
		SS	18	A 1	877
		S 1	273	2	895
審判員数	785 名	2	554	3	883
検車員数	837 名	3,500 名			
先頭誘導 選 手 数	2,525 名				

平成 22 年 7 月開催競輪選手需給計画表

平成 22 年 5 月 10 日

	S 級			A 級 1・2 班			A 級 3 班			A 級合計		
	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数	依頼数	実働数	依頼数 実働数
北日本	108	98	1.10	423	202	2.09	225	92	2.45	648	294	2.20
関 東	369	162	2.28	603	349	1.73	315	206	1.53	918	555	1.65
南関東	315	145	2.17	594	282	2.11	270	124	2.18	864	406	2.13
中 部	369	112	3.29	711	158	4.50	315	77	4.09	1,026	235	4.37
近 畿	162	103	1.57	603	207	2.91	315	104	3.03	918	311	2.95
中 国	54	56	0.96	180	156	1.15	90	66	1.36	270	222	1.22
四 国	162	55	2.95	477	155	3.08	225	55	4.09	702	210	3.34
九 州	216	113	1.91	594	248	2.40	270	144	1.88	864	392	2.20
全国計	1,755	844	2.07	4,185	1,757	2.38	2,025	868	2.33	6,210	2,625	2.36
一人当たり平均 あっせん回数	2.07 回			2.38 回			2.33 回			2.36 回		

備考 本表は、地区間の選手交流計画に資するため、各地区のあっせん需要数と実働選手数の対比を示したものである。
なお、あっせん回数に算入されない競輪は依頼数から除いた。

車 券 売 上 状 況

(平成22年5月分)

競輪場名	車券売上額(円)			利用者数 (人)	開催 日数	利用者 一人平均 購買額	平成22年度累計(4月～5月)			
	合計	場外	電話投票				車券売上額	場外	利用者数	開催 日数
函 館	4,955,837,400	3,635,872,400	1,227,897,800	544,592	10	9,100	5,477,911,600	3,833,253,900	644,353	13
青 森	386,097,200	144,892,600	156,322,400	73,981	9	5,219	1,004,631,800	427,654,300	196,136	18
いわき平	144,869,200	38,304,800	60,815,700	25,079	3	5,777	468,694,600	123,682,600	76,033	9
弥 彦	464,220,200	231,676,400	136,317,500	85,818	6	5,409	1,710,754,500	1,099,682,400	255,458	12
前 橋	854,202,200	598,044,900	162,604,400	100,294	3	8,517	2,971,492,300	2,148,446,400	336,800	9
取 手	6,822,899,100	5,661,341,000	897,149,600	592,586	4	11,514	7,331,839,900	5,823,804,000	668,509	10
宇 都 宮	191,134,400	20,286,200	55,097,900	22,499	3	8,495	561,568,600	64,253,400	67,201	9
大 宮	1,065,162,000	492,551,000	236,252,600	134,321	6	7,930	1,663,510,000	612,156,400	208,822	12
西 武 園	541,463,000	116,080,200	154,229,700	77,848	6	6,955	8,432,613,300	6,656,729,700	730,277	10
京 王 閣	1,564,254,000	597,685,200	678,535,500	209,887	6	7,453	1,564,254,000	597,685,200	209,887	6
立 川	1,100,030,000	449,428,700	280,594,400	161,819	7	6,798	2,348,111,800	1,069,942,300	325,242	12
松 戸	579,720,800	157,941,400	269,914,300	88,842	3	6,525	1,883,389,500	575,339,000	283,326	9
千 葉	1,362,499,200	969,796,100	240,273,100	163,496	6	8,334	1,658,413,600	1,080,731,200	222,971	12
川 崎	1,206,839,100	360,106,500	579,325,300	166,509	6	7,248	2,146,509,400	678,554,500	282,000	9
平 塚	5,638,940,200	4,102,816,800	959,118,300	548,316	5	10,284	9,234,598,900	6,994,890,200	899,445	7
小 田 原	552,003,300	215,709,600	126,905,400	62,739	3	8,798	1,153,781,600	347,152,000	138,030	9
伊東温泉	197,203,600	16,864,000	103,264,600	36,629	3	5,384	766,482,900	186,565,500	134,310	9
静 岡	9,325,138,100	7,379,138,700	1,103,321,800	743,485	6	12,542	9,683,808,300	7,457,109,600	794,367	9
一 宮	720,445,700	176,154,300	208,671,900	93,379	7	7,715	1,148,201,800	178,431,600	154,641	13
名 古 屋	203,946,000	0	56,535,600	24,053	3	8,479	604,251,100	0	80,880	9
岐 阜	671,861,200	227,382,600	190,050,600	88,914	6	7,556	821,906,600	227,382,600	108,890	9
大 垣	6,383,702,800	5,362,090,300	807,861,900	563,663	4	11,325	7,087,143,800	5,732,473,800	638,479	10
豊 橋	80,668,500	0	31,643,700	14,576	3	5,534	351,631,400	0	62,940	12
富 山	234,866,400	0	65,078,800	30,115	7	7,799	297,172,700	0	38,018	9
松 阪	135,035,800	61,912,100	25,106,900	15,424	3	8,755	658,747,400	424,525,900	79,472	6
四 日 市	1,232,440,400	440,211,300	607,198,100	200,504	6	6,147	1,786,580,500	604,080,700	279,561	9
福 井	1,137,739,700	832,639,400	194,709,300	135,922	5	8,371	1,845,080,500	1,095,515,500	234,982	15
大津びわこ	382,720,100	202,715,500	111,145,100	58,391	3	6,554	606,152,000	246,838,800	98,621	9
奈 良	317,012,800	133,327,800	104,649,200	41,063	3	7,720	1,026,578,000	590,861,800	122,616	6
京都向日町	648,270,300	347,034,800	140,590,100	79,594	6	8,145	809,046,700	378,112,200	103,394	9
和 歌 山	191,636,900	40,700,400	48,354,000	30,797	6	6,223	658,204,100	325,052,400	78,752	9
岸 和 田	256,262,600	47,215,000	67,594,200	48,313	6	5,304	651,242,200	132,048,100	102,778	12
玉 野	302,503,500	102,437,800	70,564,600	43,716	9	6,920	1,118,963,000	679,654,300	138,023	15
広 島	272,677,000	33,869,300	96,038,500	42,209	6	6,460	730,168,100	261,153,200	94,197	12
防 府	37,726,100	5,582,300	12,981,800	8,261	3	4,567	121,549,600	13,018,700	23,551	6
高 松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観 音 寺	656,023,900	496,807,700	125,501,100	76,740	3	8,549	656,023,900	496,807,700	76,740	3
小 松 島	402,661,400	239,159,900	87,992,300	46,799	6	8,604	10,020,619,500	8,149,623,400	804,354	13
高 知	533,336,400	362,312,200	92,405,600	60,797	3	8,772	7,186,842,400	6,016,442,400	678,112	10
松 山	321,050,900	122,683,400	125,101,000	56,437	4	5,689	1,304,119,900	509,072,500	204,701	9
小 倉	631,123,100	224,864,500	359,700,000	114,019	3	5,535	2,092,114,000	802,450,600	340,707	9
久 留 米	1,153,704,500	852,442,600	159,256,300	125,967	6	9,159	1,626,485,100	1,173,628,700	174,140	9
武 雄	127,819,500	75,959,000	21,002,700	24,899	3	5,134	8,298,136,100	7,130,747,000	697,582	7
佐 世 保	104,793,000	0	27,477,400	12,990	6	8,067	201,036,000	0	27,183	12
別 府	4,536,176,400	3,799,392,900	537,316,000	414,214	7	10,951	4,688,526,800	3,828,002,400	429,053	12
熊 本	925,938,600	702,622,900	96,956,800	95,862	3	9,659	1,052,300,300	702,622,900	107,434	6
合 計	59,554,656,500	40,078,054,500	11,899,423,800	6,386,358	225	9,325	117,511,190,100	79,476,179,800	12,452,968	444

※平成22年4月分より、電話投票に重勝式とチャリット(7賭式)の数値を含む。